

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

| 新 B | 旧 B | 新 A | 旧 A | 旧 新 別 |
|--|-----|---|-----|------------------|
| 割一四二番一地先まで 地先から同市田中新田字中ノ 三郷市早稲田八丁目一三番八 | | 三郷市早稲田八丁目一三番八 地先から同市早稲田一丁目一 ○番四地先まで | | 区 間 |
| 六・六〇ゝ 六三・四〇 | | 六・六〇ゝ 三四・三〇 | | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一四五二・四二 | | 二五七八・九二 | | 延 長 (メートル) |
| 平成二十七年八月二十一日 付け埼玉県告示第二千七百 二十四号で告示した道路予 定区域の一部変更である。 | | | | |
| 備 考 | | | | |